

G X実現に向けた排出量取引制度の検討に資する法的課題研究会（第6回）

議事要旨

日時：令和6年12月4日（水曜日）11時00分～13時00分

場所：経済産業省別館2階225会議室

出席者

高村座長、大塚委員、沖野委員、男澤委員、加毛委員、黒沼委員、宍戸委員、曾我部委員、武川委員

議題

G X実現に資する排出量取引制度の検討の方向性を踏まえた法的論点の整理について

議事概要

〔曾我部委員〕

- 制度全体として、緻密かつ合理的にまとまっている。
- 【資料3・4頁】の憲法上の論点に関して、対応方針に異存はない。営業の自由との関係で、排出枠の割当量の決定方法を法令上明確に定め、行政裁量を可能な限り排除する仕組みとし、割当量の決定方法の詳細については審議会等のプロセスを通じて専門家等の意見を踏まえ、予見可能性を担保した上で行うとのことで、適切な方針と考える。ただし、排出枠の割当ての決定方法について、法令上明確に定め、行政裁量が排除されるとのことだが、排出削減目標は外交的・政治的理由で決まるため、裁量が必要な場合もある。つまり、行政裁量を可能な限り排除するという記載は、政治的な裁量によって排出量の削減目標が定まった後に、行政裁量を排除するという意味合いと理解している。政治的な裁量の問題について、今回の研究会においては取り上げていないが、憲法上どのように考えるかは問題として残る。しかし、専門技術的な裁量だけではなく、政策的な裁量が強く働く事項であり、裁量が認められるべき領域であるため、議論に影響を及ぼすものではない。
- 【資料3・8頁】の法人単位の排出量取引制度における企業再編等に伴う問題について、現在も生産子会社のような形式で、子会社が排出量を多く排出している場面はある。そのような場合、グループ会社単位で排出量を枠づけすることも考え得るが、この点についてどのように考えているか。

- （経済産業省）国内の連結法人一体でCO₂の排出量を集計している企業が多いという背景も踏まえ、グループ内の排出量が10万t以上の法人と密接な関係がある場合、グループ単位で排出削減の手続を行うことができるような、制度を設けることも考えている。
- 【資料3・7頁】の取引所集中義務について、営業の自由、契約の自由の制約となるが、排出量取引制度自体が政策目的のために人為的に設けられた制度であり、市場アクターや取引量が限られる中、取引の円滑化、公正な価格形成を目的としていることを踏まえると許容されるだろう。
- 【資料3・4頁】条例との関係について、今後、新たな条例が制定される可能性もあり、国で一律に対応すべきと考える事項については法律で明定すべきである。

〔大塚委員〕

- 排出量取引が可能となるタイミングについて、排出枠を割り当て次第、取引可能とする手法と、事後的な取引に制限する手法の二通りが考えられるが、前者を前提とした議論との理解でよい。
- （経済産業省）排出枠が割り当てられたタイミングから、常時取引可能な制度として設計していきたい。なお、コミットメントリザーブについても様々議論したが、市場の価格発見機能を活かすという観点から、コミットメントリザーブを設けることは考えていない。
- 【資料4・13頁】グランドファザリングとベンチマークのどちらを適用するかは業種毎に決める必要があり、どのような場合にどちらを適用するか、法律或いは下位法令で定める必要があると考える。グランドファザリングの適用にあたっては、ベンチマークの策定が困難という理由だけではなく、更なる基準が必要となる可能性があるため、検討いただきたい。
- 【資料4・17頁】の研究開発投資について、当該投資を行う理由はわかるが、明確な基準がないと制度全体として不透明性が高まる可能性があるため、留意が必要である。CBAMとの関係を考慮しても、本制度が不透明と判断されないよう、基準を明確にすべきである。
- 【資料3・8頁】の会社分割に伴う排出量取引制度逃れについて、事象自体は発生する可能性があるため、留意が必要と考える。会社分割に伴い排出量が減少した場合、当該事象が発生した理由の説明機会を設けることが可能か検討の必要がある。中小企業に対する排出活動の押付けに関する問題について、独占禁止法の優越的地位の濫用及び下請法の観点でも問題になるが、スコープ3を含むサプライチェーン全体の排出量を考慮す

る必要がある問題でもある。また、経済産業省に対して中小企業から告発が可能な仕組みを構築できるかもポイントとなり得る。

- 価格安定化等に配慮をしており、成長志向型カーボンプライシングという観点においてはより良い方向へ進んでいると考える。ただし、排出量取引は本来温室効果ガス削減を目的とした制度であるため、その点は念頭に置く必要がある。市場安定化のために様々な措置をとること自体は賛成だが、他方で経済効率的な削減という観点からは逆行することとなりかねないため、十分に留意のうえ措置を検討する必要がある。
- 【資料３・４頁】の営業の自由に関連して、割当量は訴訟との関係を踏まえボトムアップで考えるべき側面と、全体の目標からトップダウンで考えるべき側面があり、両面からの検討が必要となり、大変な作業と考える。
- 【資料３・７頁】取引業者・仲介業者への規律の在り方について、個人は想定されないという考え自体に異論はないが、条文で明示的に示すのか。
 - （経済産業省）今後、排出枠の移転を口座簿で行う形式を想定しており、法人に限定し口座の開設を可能とする予定である。これによって、個人の口座開設は排除される。
- 外部クレジットの量的制限の論点に関して、経済産業省はどのように考えているか。
 - （経済産業省）韓国における排出量取引制度では償却義務量の５％まで国内外のクレジットを活用可能としている。有識者からも量的制限を設けるべきとの指摘を受けており、検討する予定である。
- 償却との関係で、負担金を課した上で償却義務をどのように考えるかという問題があるが、排出削減への経済効率性のために制度を構築している側面があるため、インセンティブとの関係を考えることが重要である。償却をした者とししない者の間で、償却をしなない者の方が不利益となるような設計とすることが重要と考える。負担金を支払った上で償却も必要とすると負担が過多となる可能性があるが、インセンティブとの関係における段階付けは考慮が必要である。

〔男澤委員〕

- 【資料３・５頁】の行政法上の論点における第三者認証・検証の位置付けについて、排出枠の割当申請及び排出量実績報告にあたって、第三者認証・検証を必須と整理しているが、当該認証制度の法的設計について非常に関心がある。例えば、公認会計士が行う保証のうち、監査に関して、金融商品取引法第 193 条の 2 にて、金融商品取引所に上場している有価証券の発行会社は、財務諸表について、特別の利害関係のない公認会計士または監査法人の監査証明を受けなければならないという規定があり、当該規定に従った

監査契約を事業者と会計士・監査法人の間で締結している。また、監査の基準として、企業会計審議会が策定する監査基準と公認会計士協会が策定する監査実務指針（報告書及び実務指針）があり、監査の品質を確保するために品質管理の基準がある。加えて、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保することを目的に自主規制という仕組みがあるとともに、監督官庁である金融庁の検査の枠組み・エンフォースメントがある。このような背景を踏まえると、GX-E T Sが想定する第三者認証・検証が、どのような法的枠組みで事業者に義務づけられ、それを補う認証・検証機関の義務や実行するためのエンフォースメントの仕組みがどのように設計されるかという点は、排出量取引制度が安定的に運用されるために重要と考える。

- 実務的観点では、検証機関が排出量実績を検証するためのタイムスケジュールも意識する必要がある。事業者の内部統制に依拠しながら、認証・検証が完了するものとする。監査の場合、内部統制の整備・運用状況等に関して、期首から期中にかけて検証し、財務諸表の数値が出た上で、期末に別途監査手続きを実施するという流れである。また、本制度における認証・検証手続きでは、工場に行って、棚卸に立ち会うといった遡及して実施できない手続きも必要となると思われる。そのような点も鑑みると、どのようなタイミングで検証の契約を結び、意見を表明するかといったタイムスケジュールに関して、十分意識して制度設計をする必要がある。
 - （経済産業省）制度対象者及び検証機関にとって、負担にならないようタイムラインをどのように設定するかという点は気にしている。排出量取引制度の外形が構築されたとしても、実際に運用する中で対応可能な検証機関が見つからないといった問題や保証ができないといった問題も出てくる可能性があり、引き続き、ご相談をさせていただきながら制度を検討していきたい。
- 実務上、検証後に誤謬が見つかることもあり得る。排出量実績自体が財産的価値を持つため、仮に誤謬の相対的重要性が低い場合も、事業者は誤謬を訂正することになるだろう。認証・検証対象者は重要性の閾値に関係なく保証を取得し直す必要があるかも含め検討の余地がある。また、誤謬に関して、再度計算を実施すれば完了というわけではなく、誤謬が生じた原因についても検討が必要である。金額的には僅少な誤謬であったとしても、その発生原因である内部統制に欠陥がある場合、その他にも大きな誤謬があるか検討が必要となるほか、不正の兆候等が見られた場合には、別途考慮が必要となる等、検証は工数と手間がかかる。このような点も念頭に制度設計する必要がある。事業者、検証機関共に、過度な負担があってはならない。検証機関に過度な負担を強いると、引受け手の不足にもつながる。制度の安定的運用を図るためには、第三者認証・検証は非常に重要な仕組みであり、制度設計を十分に検討する必要がある。

- （大塚委員）認証・検証に関しては、事業者、検証機関ともに過剰な負担にならないようバランスを考慮し設計することが重要と考える。
- 【資料３・５頁】について、償却義務を履行しない場合、不足量に応じた金銭の支払いを求めるとのことだが、会計上、当該負担に対して引当を計上する必要があるのはいか。算定対象年度と会計期間が一致している場合、引当額の見積もりもできるが、タイミングがずれる場合、見積もりの困難性をどのように考えるかが気になる。
- 【資料４・２１頁】における取引の上下限価格についても、会計処理に影響が及ぶ可能性がある。
- 制度対象となるグループの範囲をどのように確定するか、保証の観点から気になる。財務諸表監査において、どこまでを連結範囲とみなすかという点は、実質支配力基準の論点である。機械的に決まるものであれば留意不要だが、どのように網羅性を確保するかは、検証における論点となり得る。また、法人単位の制度であったとしても、施設単位で概念で排出活動を捕捉するという視点は、制度の安定的運用のために必要である。例えば、一つの排出施設について、複数の法人活動が跨る場合、施設そのものは特定の法人によって所有されていることが多い。このような場合、当該施設からの排出量は、一体的な排出活動として捉え、所有権を持つ法人が一義的な責任を負うような形も検討する必要があるのではないか。保証の観点では、一つの施設の一部の活動を切り出して算定・報告・検証する場合、按分計算や複雑な処理、それに伴う検証が必要となる。按分ルール等の構築の仕方によるかもしれないが、検証実務における論点となり得る。

〔加毛委員〕

- 【資料４・１６頁】のリーケージリスクに関して、問題となる業界が輸出産業であるのか、輸入産業であるのかによって必要とされる対応が異なると考えられる。特に輸出産業への対処について考慮が必要であると思われる。
- 【資料４・１７頁】の研究開発投資に関して、それを勘案する基準を明確にする必要があるが、排出量取引において研究開発投資を評価することは重要であると思われる。非連続イノベーション技術に期待を寄せる業界が存在するものと理解しており、技術開発に適切なインセンティブを与える必要があると考えられる。
- 【資料４・２３頁】の外部クレジットに関して、排出量取引において、外部クレジットをどの範囲で取り込み、またどのような形で取り扱うかが重要なポイントとなるように思う。例えば、外部クレジットを排出枠と同様のものとして市場取引の対象とする場合、民事法の観点からは、両者の代替性をどのように確保するのが問題となる。外部クレジットの位置づけは、法的観点から重要な問題になる。そのことに加えて、外部クレジ

ットの取扱い、排出量削減技術の開発に対してポジティブなインセンティブを付与するという観点からも重要と考える。排出量取引制度において、J-クレジットが活用可能となれば、J-クレジットの価値は上がると思われる。また、CCS事業法に基づくプロジェクトによる排出量の削減を排出量取引において勘案するとすれば、CCS事業に対する正のインセンティブを与えることになる。このような観点からも外部クレジットの取扱いは引き続き重要なポイントとなるように思われる。

- （経済産業省）外部クレジットの扱いについては、今後の「GX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ」において明確にしたいと考えているが、J-クレジットとJCMについては、償却という観点では排出枠と等価のものとして扱う方向で検討がなされるだろう。また、無償割当の対象となる排出枠が5億t～6億t程度と想定される一方で、J-クレジットは年間100万t程度しか創出されていない現状を踏まえた上で、償却に活用可能な外部クレジット量の制限をどのように設定するかも論点である。
- （大塚委員）CCS事業に関する扱いについて、法改正時に規定に含めても良いのではないか。
- （経済産業省）CCSに関しては、CCS施設から漏出が起こった際に、誰が責任を負うかという点や、誰が当該漏出分を償却するかという点等のルールをより詳細に決める必要がある。いずれにせよ、SHK制度をベースにした算定方法を想定しており、SHK制度上の扱いが明らかになった段階で、本制度にも取り込んでいきたい。
- 【資料3・5頁】の行政法上の論点における制度の実効性確保の在り方に関して、「不足量に応じた金銭の支払いを求める」とあるが、「金銭の支払い」がいかなる法的性質を有するのかについて議論をしておく必要があると考える。例えば、金銭の支払いがなされたとしても、償却義務が履行されていない事実には変わりはないのかという点は明確にしておく必要があるように思われる。
- （経済産業省）割当量を超える排出をした場合、その行為自体を問題とは捉えておらず、排出枠を購入し他者の排出削減に貢献すれば問題ないと考えている。他方、償却義務が課されているにも関わらず、義務を履行しなかったことに対しては、何らかの公的な措置が必要と考える。その際、なぜ罰金ではなく、炭素比例のペナルティまで求めなければいけないかという点を中心に議論している。EUの場合は、炭素比例のペナルティに加え償却義務が残存するという法的構成となっている。今後、法制局と議論をしながら政府としての見解を統一していきたい。

- 【資料6・23 頁】において、規制対応コストの問題に関する指摘があるところ、排出量取引制度を導入した際に、既存の規制対応との関係で、事業者に対して不当に過大な負担を課すことがないように留意する必要がある。
 - （経済産業省）SHK制度と本制度における排出量実績報告が、類似しているということも踏まえ、将来的にはワンスオンリーとなるようなシステムの構築も検討したい。
- 【資料3・6 頁】について、コミットメントリザーブをどのように位置づけるかが、民事法上の論点を考える上で重要なポイントとなる。コミットメントリザーブに関して、現状どのように考えられているのかを確認したい。
 - （経済産業省）取引を償却義務の履行完了後に限定するといったコミットメントリザーブのような考えを導入することは想定しておらず、割り当てられた量については常時取引が可能な制度として設計していくことを考えている。
- 【資料3・6 頁】の民事執行法・破産法に関する論点について、「民事執行・保全について登録簿上の扱い等を登録簿等の設計に当たり、今後検討する」とあるが、新たな財産権を創設する場合には、執行逃れ等が生じないように手当てをしておくことが重要になる。また、執行をどのように実現するかという点も併せて検討する必要がある。【資料3・7 頁】では、取引所集中義務を課すことが想定されているが、執行との関係で、執行官が差押え対象の排出枠を換価する手続等も考慮すべきポイントである。
- 【資料3・8 頁】について、会社分割による排出量取引制度逃れは問題であると考え。もっとも、会社分割は企業経営における様々な要因・事情を考慮して行われるものであることから、会社分割の意思決定において、排出量取引の回避という事情がどの程度の重要性を有していたのかを判断するのが難しい場合も多いのではないかと。今後、実情を注視していく必要があるが、会社分割の私法上の効果を否定するような制度を設けるのは困難であるように思われる。

〔黒沼委員〕

- 憲法上の営業の自由の観点から、排出枠の割当量の決定方法については法令上明確に定め、行政裁量を可能な限り排除する仕組みとすることとされた一方、【資料4・15 頁】に記載のとおり、制度の導入が企業活動、特に研究開発投資を抑制しないよう、排出量のきめ細かな調整も求められることになる。その場合、調整方法をどこまで法令に書き込むことができるかが、今後の制度設計において一番の課題と考える。制度設計上、二つの相反する要請を調整するという観点で、工夫が必要である。

- 【資料３・７頁】の排出枠の取引に関する規律の在り方について、報告書の内容を踏まえると、やや後退している印象はあるものの、「当初は現物市場の取引所のみを設ける」及び「参加者は制度対象者と一定の業者に限定する」という前提に立つと是認できる内容と考える。
- 【資料４・２１頁】の価格安定化措置について、当初は、一般の当事者が参加しない市場ということを踏まえると、当事者の信頼を確保するために価格制限を抑制する必要性は乏しい。むしろ、排出量削減へのインセンティブを発揮させるという制度の目的を踏まえると、排出枠は公正な価格で購入可能とし、取引価格の上限・下限を設定するということは是認できる。ただし、上限・下限の幅を余りにも狭くする等、市場において排出枠の価格形成を行わせることの意義が失われることのないよう留意は必要である。
- 【資料３・８頁】について、取引関係にある中小企業等の設備移転や排出活動の外部委託を行い、排出量取引の適用逃れが生じるという点は、重大な問題であると認識している。他方、正当な事業目的で行われる会社分割等の組織再編行為を抑制することがあってはならないという点ももつともである。しかし、両者の調整を図るにあたって、「排出量取引制度内で対応することは適当ではない」という点は疑問である。会社法は企業を巡る利害関係人の利害を調整する私法であり、排出量削減という公益を達成するために適用するのは、適当な法手段ではないのではないか。適用逃れを防ぐための法的な手段を導入するのであれば、本来は排出量取引制度内で対応することが望ましいと考える。それが困難な場合は、会社法で対応することも不可能ではない。例えば、排出量取引制度内に制度逃れを禁止する一条を含め、会社法上は制度逃れを目的とする組織再編行為は、法令違反行為に該当するとして、差止請求制度にのせることも可能である。ただし、差止めの請求権は会社の株主が有する権利であるため、制度逃れ防止に実効的かは不透明な部分もある。また、独占禁止法や下請法等の規定で対応することは、一定の有効性を持つと考える。

〔武川委員〕

- 【資料３・７頁】の取引業者・仲介業者への規律の在り方について、現物市場を前提に論じられているものと理解するが、デリバティブ取引についてはどのように考えるか。当該規律を踏まえると、デリバティブ取引が盛んに行われることはないという前提に、デリバティブ取引に対する規制は導入しないという考えか。
 - （経済産業省）現物市場を前提に記載している。デリバティブ取引の扱いについては、排出量取引制度を運用する中で、どのような形で流動性が確保されるかを確認の上検討したい。過去にも制度の対象となり得る産業界からは、マネーゲームに繋

がる懸念や金融機関中心の制度になることへの警戒は指摘されていた。当面はデリバティブ取引を導入しないこととして扱いたい。他方、将来的に流動性が一定程度確保され、市場の運用実績が構築された場合、産業界からより流動性を高めるべきとの見解が示される可能性もあり、デリバティブ取引を導入することも考え得る。

- 【資料３・７頁】の不公正取引への対応の在り方について、インサイダー取引は、他法令との整合性や規定の明確性の観点において、法令で定めることが難しいとの意見を過去に述べた。当該意見は一方で相場操縦や虚偽の風説の流布については、法律で定めることもあり得るという趣旨である。【資料３・７頁】の整理は、そのようなインサイダー取引以外の不公正取引類型についても、特段規定では定めないということを前提としていると理解したが、この点は取引の進展を踏まえながら、法令で定めることもあり得ると考える。
- 【資料３・８頁】について、記載のとおりと考える。法人単位の規制においては、理論上、この種の問題は発生し得るだろう。対応方法について、基本的に記載のとおりで問題ない。ただし、条文上、「当該法人が直接排出する・・・」といった記載となることが推測されるが、「当該法人が直接排出する・・・」という点が、どの程度自明な概念かは気になる。例えば、法人が施設を所有しているものの、運営を別事業者へ委託しており、運営の指揮命令権や監督権等を通じて、事実上、委託先の事業者が当該施設をコントロールしているとみなされる場合がある。このような場合、当該施設からの排出量を委託先もしくは委託者の排出量とするかは、判断や解釈の余地があると考えられる。場合によっては判断基準を通じて解決していく場面も考え得る。

〔沖野委員〕

- 【資料３・６頁】の民事法上の論点について、異論ない。民事執行・保全に関しても、今後更に検討することで問題ない。
- 【資料３・５頁】の償却義務が履行されなかった場合、一定の金銭の支払いを求めるという点に関して、償却義務が消滅するか否かという問題があるが、義務が消滅するか否かに応じて金額に反映するということはあり得る。他方、仮に私法上の債権だとすると、排出枠により償却すべきところを、排出枠の不足分に応じた一定の金銭の支払いをもって義務履行が可能と整理すると、任意債権かどうかという点も考慮が必要となる。義務を履行したことにはならないが、義務履行に必要な金銭の支払いを求めると整理すると、間接強制という点も考慮する必要がある。私法上の債権とは異なるものの、何が異なるかという点は考慮の必要がある。

- 【資料 3・8 頁】について、会社分割、組織再編、外部委託は、実質的に事業活動自体を譲渡することとなり、簡単にはできないものとする。そのため、当該問題がどの程度深刻な懸念かという点は疑問がある。ただし、そのような可能性がないというわけではないため、排出量取引制度逃れを目的とした組織再編や外部委託を行っていると思われる場合は、従来の対象となるべき法人が排出をしているものとみなすというような規定をあらかじめ定めることで、一定の歯止めをかけるということは考え得る。
- また、「制度対象者が取引・協力関係にある中小企業等に対し、設備の移転や排出活動の外部委託を押し付け、排出の付替え等をするおそれがある」とのことだが、制度対象者が排出量取引逃れを目的に排出量を少なく見せるという点において、上述と同様の問題と考えられる。排出量取引の負担が中小企業に転嫁されると、中小企業はその負担を再転嫁できず非常に困難な立場に置かれる可能性がある。これはサプライチェーンや価格転嫁の問題となるため、協力関係にある中小企業への設備移転や外部委託がどのような問題を生じることになるかより明確にすべきである。また、サプライチェーン全体の適正化に繋がる問題であるという点において、現在別途検討されている下請法の改定等で受けるべき事項ではないか。

〔宍戸委員〕

- 【資料 3・4 頁】の営業の自由について、行政裁量を可能な限り排除するという点と、排出量の割当てを的確に定めるという点について、バランスをとることは難しい問題である。以前、法律と条例の関係で旭川市国民健康保険条例事件判決（最判平成 18・3・1 民集 60-2-587）について言及したが、例えば算定の基本的な考え方等は、動的な要素として枠組みを法律レベルで示し、柔軟に考えるべき要素は、審議会のプロセスを経る等、決定方法を明確にすることで十分に対応ができるのではないかと。
- 【資料 6・16 頁】の法律と条例の関係について、以前言及した内容について、報告書に取り入れられている。また、既存の排出量取引を運用する自治体との議論についても言及したが、すでに調整が図られているとのことで、引き続き同様の対応を行うことが望ましい。
- 【資料 3・5 頁】の制度の実効性確保の在り方について、実効性を担保しないと何のため実施しているか分からなくなることは明確であるため、金銭の支払いとインセンティブ付与を的確に担保し、早期に義務を履行しない場合には、支払いの義務を課することができる仕組みであるということが最も重要と考える。
- 【資料 3・8 頁】の中小企業等に対する対応については、下請法等で対応可能かつ対応すべきである。その上で、制度逃れによって制度の実効性が損なわれるといった問題は、

会社分割、下請け等の関係に限らず、あらゆる局面で起こり得る。制度が始まる前に対応を定めることは困難だが、政府が主導し、制度対象者もしくは制度対象者になり得る者に対して、情報収集、調査を実施しておくことが重要である。そうすることで、同時に、制度の透明性を高めることにも繋がると考えられる。直ちに制度逃れをする事業者について、制裁的公表やそのための法的手続きを用意すべきとの趣旨ではなく、情報を政府において把握し、仮に制度逃れが生じ、下請法等でも対応できない場合の措置を検討しておくべきとの趣旨である。

➤ （大塚委員）情報収集や調査が重要という点について同意する。

〔高村座長〕

- 【資料３・８頁】について、法人を義務対象とする制度においては生じ得る課題である。通常の企業活動としても会社分割等が行われるため、一律に規律を規制するということは馴染まないが、仮に大規模に或いは制度対象から逃れることを目的として当該行為が行われた場合、制度の対象となる事業者が減少し、制度対象となる排出量のカバー率も落ちることとなり、制度の実効性に影響が及ぶことがないか懸念がある。加えて、事業者団体からは、国の目標達成をする上で対象事業者と対象外の事業者間の公平性、すなわち多排出事業者とその他事業者間の公平性の担保を求める意見もだされている。制度対象となる排出量のカバー率が下がることにより、事業者間の公平性にも影響が及ぶことがないか留意する必要がある。
- 【資料４・１７頁】の技術開発投資を割当てに考慮することについて、現在ソリューションのない技術の開発、研究を進めていくことの重要性には異論ない。他方、実際に運用した際に、足元での削減効果がない技術の研究開発投資をどのように見分けて割当てに反映するかが難しい。当該判断が恣意的に行われるならば割当ての公平性を揺るがすことが懸念される。そのため、割当てにおいて技術開発投資を考慮する場合には、行政裁量を可能な限り小さくし、透明性を担保し基準を明確にすべきである。
- また、研究開発投資に限らず、割当ての基準を明確にし、透明性を確保した上で割当てが行われるべきである。ベンチマークを基礎として割当てられた後に追加的に割り当てられる排出枠の量が大きい場合、市場へのインパクトにも考慮が必要であり、透明性の確保が特に重要である。行政裁量を小さくするために、法令に明記する方向で対応するとの提案が事務局よりあったが、例えば、割当ての基準の適用や上限・下限価格の設定などの制度の運用や制度の変更・見直しの検討について透明性を確保しつつどのような手続きで行うかという点も重要である。

- 排出量取引制度は、これまでも欧州、韓国、中国、オーストラリア等世界の相当数の国で導入され、対象の事業者、事業所の排出量を管理し、削減する効果的な制度として利用されている。本研究会では、当該制度を構築する上での法的課題について、日本を代表する法学者、会計の専門家の方に参加いただき、議論いただいた。特に法的観点から十分かつ多角的な検討を行ったものとして、その検討結果は、自信を持って、報告できる内容になったと考えている。

〔経済産業省〕

- 【資料３・８頁】の会社分割や外部委託による排出量取引制度逃れに関して、解決方法の一つとして海外で行われているように２．５万ｔ以上の排出がある設備や施設を保有する法人を本制度の対象にすることで、よりカバー率が高まり、排出量取引制度逃れを目的とした会社分割等は防げると考える。ただし、当該方法を採用した場合、対象事業者が大幅に増加すると試算しており、検証機関のリソースの問題も発生するためバランスをとって検討する必要がある。
- 中小企業に関する問題については、サプライチェーンの下流で、コストを支払わずに、事業者から別の金型を保管しているという実態があり、問題になった事例がある。そういった意味で、委託や設備移転に関して、適正な対価を伴った形でなされる場合は、現実的な問題は生じないかもしれない。他方、対価を伴わない形で押付けがなされる場合には、排出量取引制度外にはなるかもしれないが、独占禁止法或いは下請法上の措置といった形で十分に対応の検討が必要である。
- 【資料３・１７頁】について、研究開発を実施していれば、排出削減をしていない事業者も含め全ての事業者を救済するといった制度にするつもりはない。実際に排出枠を買わなければいけない局面になった際に、研究開発を実施していた事業者に対して一定の割合で購入必要量が少なくなるように措置することを検討しており、非常に限定的な量の追加割当てとなると考えられる。いずれにせよ、どのような研究開発を対象にするか明定していきたい。
- 非常に複雑かつチャレンジングな制度であったが、委員の皆様からいただいた様々なガイドも踏まえ、法制局と協議を行っているところである。委員の皆様からいただいたご意見を主張するとともに十分に反映できるよう作業を進めていきたい。改めて感謝申し上げる。

〔環境省〕

- 非常にインテンシブにご議論いただいたと感じる。本日も透明性、公平性、予見可能性、効率性といった様々なご意見があった。今後、法律策定に向けた作業や施行に向けた作業、或いは施行後も注視すべき事項等があるが、その辺りの議論を組み立てて、より良い制度を構築していきたい。引き続き相談事項がある場合は、ご指導賜りたい。改めて感謝申し上げます。

お問合せ先

G X グループ 環境経済室

電話：03-3501-1770

FAX：03-3501-7697